

徳島県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、八四六人
鳴門	一五、八四二人
小松島・勝浦	一一、三三二人
阿南	一九、八八一人
吉野川	一一、二二二人
阿波	一〇、一八七人
美馬	一〇、二六八人
三好第一	六、九六一人
名西	八、五四三人
那賀	二、二五二人
海部	五、四八九人
板野	二七、二四五人
三好第二	三、八九六人